

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月14日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第19号

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「条例」という。）第17条の5の規定に基づき、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の額及び支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（災害派遣手当等の額等）</p> <p>第2条 災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の額は、条例第17条の5第1項及び第2項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）が県の区域に滞在した期間及び施設の利用区分に応じ、別表に掲げる額とする。</p> <p>2 略</p> <p>（災害派遣手当等の支給方法）</p> <p>第3条 災害派遣手当又は武力攻撃災害等派遣手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給定日に支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、派遣職員の派遣期間が終了した場合又は派遣職員が本県職員としての身分を失った場合は、その際災</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「条例」という。）第17条の5の規定に基づき、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額及び支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（災害派遣手当等の額等）</p> <p>第2条 災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の額は、条例第17条の5第1項及び第2項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）が県の区域に滞在した期間及び施設の利用区分に応じ、別表に掲げる額とする。</p> <p>2 略</p> <p>（災害派遣手当等の支給方法）</p> <p>第3条 災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給定日に支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、派遣職員の派遣期間が終了した場合又は派遣職員が本県職員としての身分を失った場合は、その際災</p>

害派遣手当又は武力攻撃災害等派遣手当を支給する。

害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等
緊急事態派遣手当を支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害派遣手当等に関する規則の規定は、平成25年4月13日から適用する。